

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の 提出を求める公示

平成19年 2月 6日

近畿地方整備局

滋賀国道事務所長 安藤 勲

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務については、滋賀国道事務所が発注した詳細設計業務の成果と発注工事との整合性を確認するために、現場条件や各種基準との整合性等について点検を行うものである。民間企業が実施した設計成果を発注者の立場から点検する必要性から、その取り扱いには厳格な守秘とともに、特定の企業と関係しない公平・中立な立場が求められる。また、業務の実施にあたっては、設計成果を設計と工事施工の両面から点検することから、公共工事の設計・施工に関する専門的な知識と豊富な経験を有しているとともに、国の設計に関する基準書等の取りまとめを行った実績とその能力が必要であることから、(社)近畿建設協会(以下、「特定公益法人等」という)を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該公益法人等以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定公益法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名 平成19年度滋賀国道事務所設計点検業務

(2) 業務内容 滋賀国道事務所が発注した詳細設計業務の成果と発注工事との整合性確認・点検

(3) 履行期限 平成20年 3月31日

3. 業務目的

本業務は、詳細設計業務の成果と発注工事との整合性を確認し、現場条件や各種基準との整合性等の点検に関する業務を行うことを目的とする。

4. 応募要件

(1) 基本的要件

予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 技術力に関する要件

設計成果を設計と施工の両面から点検することから、設計に関する知識、各種技術基準、工事積算及び工事の施工方法についての専門的で幅広い知識を有していること。また、国の設計に関する基準書等の取りまとめを行うことのできる技術力を有し、取りまとめの実績があること。

(3) 中立性・公平性に関する要件

建設コンサルタント等との資本・人的関係がなく、中立性・公平性が確保できること。

- (4) 守秘性に関する要件
守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な罰則などについて社則などに明記していること。
守秘義務の遵守に関する講習会・研修等を定期的実施していること。
- (5) 業務執行体制に関する要件
滋賀国道事務所管内（または滋賀県内）に本・支社(店)または営業所があること。
設計点検業務を実施する担当技術者と体制を常時確保していること。
- (6) 業務実績に関する要件
下記に示される同種又は類似業務について、1件以上の受注実績を有している者。
・同種業務：平成13年度以降に元請けで受注し完了した近畿地方整備局（但し、港湾空港部を除く）が発注した設計点検業務
・類似業務：平成13年度以降に元請けで受注し完了した近畿地方整備局管内の各府県政令市が発注した設計点検業務
- (7) その他近畿地方整備局長が必要と認めた要件
災害時に本業務に関連する緊急的な業務に対し、迅速かつ確実に応援態勢がとれること。

5．手続等

- (1) 担当部局
〒520-0806 滋賀県大津市打出浜14-63
国土交通省近畿地方整備局 滋賀国道事務所 経理課
TEL：077-523-1741 FAX：077-523-1996
- (2) 説明書の交付期間、場所及び方法
平成19年 2月 6日から平成19年 2月26日まで
（土、日曜日および祭日は除く。交付時間は 9時30分から16時30分まで）
(1)に同じ。
手渡しとする。
- (3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法
平成19年 2月27日16時30分 (1)に同じ。持参、郵送（書留郵便に限る。）
または電送（事前に担当部局へ連絡を入れること）すること。

6．その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 5．(1)に同じ。
- (3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限：平成19年 3月12日16時30分
- (4) 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成17・18年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合も5．(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であって、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けているとともに、平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請を行ったことを証明できる書類を提出（添付）すること。
- (5) 詳細は説明書による。